

会議記録

会議名称	北本市情報公開・個人情報保護運営審議会
開会及び閉会日時	平成27年5月28日(木) 午前10時から午前11時半まで
開催場所	会議室3-E
議長氏名	大野好夫
出席委員氏名	大野好夫、若山晋、櫻沢徹郎、木村重厚、若井康裕、林正子、木本紀子、佐久間純子、松前友美
欠席委員氏名	
説明者の職氏名	高齢介護課：関口智明課長 障がい者福祉課：平井巖課長
事務局職員職氏名	総務課：新井信弘課長、加藤仁一主幹、 矢ノ川直登主任、飯野智也主任
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 市長挨拶 4 諮問 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問について（民生委員に対する障がい者名簿（障害等級を含む。）及び介護保険要介護（要支援）認定者名簿（要介護を含む。）の提供について） (2) 平成26年度北本市情報公開、個人情報保護制度運用状況の報告について 6 その他 7 閉会
配布資料	添付のとおり

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井課長	<p>1 開会 平成27年度第1回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会します。 開会に当たりまして、会長より御挨拶をお願いします。</p>
大野会長	<p>2 会長挨拶 略</p>
犬飼副市長	<p>3 市長挨拶 略</p>
大野会長	<p>4 諮問 <ul style="list-style-type: none"> － 犬飼副市長から諮問書の提出 － － 犬飼副市長退室 － </p> <p>5 議事(1) それでは、議事に移ります。 諮問内容の説明をお願いします。</p>
大野会長	<p>－ 高齢介護課及び障がい者福祉課職員入室、説明 －</p> <p>担当課からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等があれば、お願いします。</p>
若山副会長	<p>民生委員には、その民生委員が担当する地区のみの情報を提供することなのですが、大体何人くらいの情報を提供することになるのですか。また、対象者の名簿の更新はどれくらいの頻度で行うのでしょうか。</p>
関口課長	<p>提供する人数につきましては、障がい者名簿の対象者が約2700人、介護保険要介護（要支援）認定者名簿の対象者が約2500人です。民生委員が約150人おりますので、重複して持っているところもあると思いますが、1人当たり150人から200人程度の名簿になると思います。</p>

松前委員	<p>名簿の更新頻度につきましては、年1回の更新を考えております。</p>
関口課長	<p>この情報を提供することでどうなるのですか。突然民生委員が対象者宅に訪問したりするのでしょうか。</p>
若井委員	<p>そのようなことは考えておりません。今までも民生委員は、相対で聞き取りをしてある程度の情報は把握しておりますが、この情報を提供することで見た目では分からない障害など言葉に出さなくてもこちらが配慮して対応することで、その方にあった福祉サービスを紹介できたりするので、民生委員の活動の幅が広がるものと考えております。</p>
佐久間委員	<p>私は民生委員をやっておりますが、特に身障者の方はほとんど教えてくれません。情報が提供されることで災害があった際に優先して助けにいけるようになります。</p>
関口課長	<p>1人暮らしの年配の方で必要な福祉サービスがあるにもかかわらず、それを知らずにそのサービスを受けていない方がいますが、そういう方への支援についてはいかがでしょうか。</p>
木村委員	<p>民生委員法第14条にも民生委員の職務として、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う、とありますので、そういった支援も可能になると思います。</p> <p>また、民生委員の方による声掛けや自立を促す支援などを通して、要介護度の進行を止めることも狙いとしてございます。特に要支援1・2程度の方を把握し、支援していただくことを期待しております。一方認知症などが進んだ方に対しては、例えば地域包括支援センターを紹介するなど必要な福祉サービスを受けられるような支援ができるようになると思います。</p>
	<p>民生委員の立場と審議会委員の立場から意見を述べます。</p> <p>民生委員に対する情報提供の懸念もあると思いますが、民生委員には守秘義務がありますし、法律に従って</p>

	<p>活動しております。また、今回の諮問から外れてしまうかもしれませんが、神奈川県などで少年による悲惨な事件が現に起こっているので、今後障がい者、老人といったような個別に諮問する方法ではなく、市の持っている情報を包括して諮問する方法も必要ではないかと思えます。</p>
櫻沢委員	<p>名簿の提供は民生委員から要望があったときにだけ提供するのですか。それとも市から民生委員に対して一律に提供するのですか。</p>
関口課長	<p>市から民生委員に対し一律に提供することになります。</p>
大野会長	<p>平成22年度の厚生労働省の資料によると要介護度又は障害程度の情報を提供している市町村は全体の31%と、住民基本情報に比べると少ないが、今後の市町村の動行など把握されていたら教えてください。</p>
関口課長	<p>東日本大震災をきっかけに民生委員が住民の状況を適切に把握することが重要になってきております。また、全国で要支援者避難実施制度が始まります。これは避難が必要な方が適切に避難ができるようにするためのもので、そのためには障害情報などを民生委員が把握しておくことが重要になります。こうしたことを踏まえまして今後要介護度又は障害程度の情報を提供する市町村は増えてくると思えます。</p>
大野会長	<p>最近自治会に加入しない方や住民登録をしない方などの問題又は高齢社会などの問題もあります。地域社会のつながりが無くなってきていると思えます。</p>
関口課長	<p>高齢介護課長の立場から申しますと、北本市の高齢化率は27%ですので、民生委員の方の協力の下、高齢者世帯の方の把握に努めております。今後は民生委員だけに頼るのではなく、我々でも把握できるような仕組みを検討していきたいと考えております。また、住民登録をしない方については、民生委員から報告がない限りこちらで把握するのは困難なことだと思えます。</p>

若井委員	<p>実態として住民登録をしていない人については、把握が困難です。何度も訪問する必要があります。</p>
林委員	<p>個人情報的重要性は分かりますが、民生委員が必要な情報を把握できない現状を改善すべきだと思います。また、特に若い方は民生委員に頼ることを知らないと思うので、民生委員にはより広範囲に必要な情報を提供することも必要だと思います。</p> <p>ところで、名簿の授受については、民生委員に受領印をもらうなどの措置を行うのでしょうか。</p>
関口課長	<p>まず、名簿の授受につきましては、民生委員には法律で守秘義務が課せられておりますので、そこまでの対応は考えておりません。既に平成22年度に審議会の承認を得て高齢者名簿を提供しておりますので、それと同様の取扱いを考えております。</p> <p>次に、提供の範囲ですが、今回の立場はあくまでも民生委員の所管課である福祉課からの依頼に基づき諮問しておりますので、必要であるならば福祉課が調整することになると思いますが、個人情報保護という観点からすれば、必要最小限に限定すべきと考えます。</p>
若山副会長	<p>民生委員の個人情報の管理方法について、例えば自宅に保管する場合には、家族が閲覧できないようにするなど何かルールはございますか。</p>
関口課長	<p>特にルールはございません。しかし、守秘義務が課せられておりますので、名簿を閲覧させること自体が法律に抵触しますので、民生委員の自覚に任せております。また、今まで問題もなかったため、引き続き指導という立場ではなく、注意するようお願いしていきたいと考えております。</p>
木村委員	<p>私の場合は、鍵のかかる机に保管しております。また、市からも注意書が出ていますので、民生委員は厳格に取り扱っていると思います。</p>
大野会長	<p>他に質問が無いようですので、審議に入ります。</p>

－ 高齢介護課及び障がい者福祉課職員退室 －

大野会長

それでは、本日諮問のありました件につきまして、意見をまとめます。

諮問内容は、個人情報の個人情報の外部提供の本人同意の例外として、民生委員に対し、障がい者名簿及び介護保険要介護（要支援）認定者名簿の情報を提供してよいかです。

この点について、審議会としての結論を出したいと思います。

担当課からの説明にもありますように、民生委員は、民生委員法により守秘義務が課せられております。また、厚生労働省からの通知等を考慮し、本件については、承認するという事によろしいのではないかと考えます。

このことについて、他に意見のある方はいらっしゃいますか。

－ 異議なし －

大野会長

それでは、本件諮問については、審議会として承認いたします。

なお、答申及び会議記録につきましては、会長と事務局が調整の上作成するという事によろしいでしょうか。

－ 異議なし －

飯野主任

5 議事(2)
略

矢ノ川主任

6 その他
略

若山副会長

7 閉会
略

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成27年 6月 10日

会 長 大野好夫

